



バーゼル委市中協議文書 外部格付への過度の依存の見直し

2010年1月

金融庁／日本銀行

1. 金融危機を通じて認識された問題点 (3つの負のインセンティブ)

<金融危機を通じて認識された問題点>

主に証券化商品について、裏付資産に対するリスクを認識するために必要なデュー・デリジェンスが不十分であり、銀行を含む多くの市場参加者が外部格付に過度に依存。

⇒ 外部格付を用いた規制自己資本の算出に当たっては3つの負のインセンティブが存在。

- ① 銀行自身による独立した内部リスク評価が疎かになること。
- ② 格付機関が良い(高い)格付を付与すること。
- ③ 一定以下の格付でリスク・ウェイトが急上昇することにより、市場参加者の行動が歪められること(cliff effect)。

(参考)G20ロンドン・サミットにおける声明(2009年4月2日)

『その格付けが規制目的で用いられる全ての信用格付会社は、登録を含めた、規制監督制度の対象となるべきである。その規制監督枠組みは2009年末までに構築され、証券監督者国際機構(IOSCO)の「基本行動規範」と整合的であるべきである。バーゼル委は、健全性規制における外部格付の役割の見直しを促進し、対処を要する負のインセンティブがないか判断すべきである。』

2. 外部格付への依存の見直しに係る提案(概要)

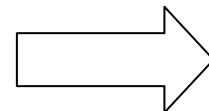
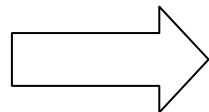
＜負のインセンティブに対応するために市中協議文書で提案されている内容＞

3つの負のインセンティブ

①銀行自身による独立した内部リスク評価が疎かになること。

②格付機関が甘い(高い)格付を付与すること。

③一定以下の格付でリスク・ウェイトが急上昇することにより、市場参加者の行動が歪められること(cliff effect)



市中協議文書の提案

- ・適格格付機関の認定等に当たり証券監督者国際機構(IOSCO)の行動規範を取り込み
- ・標準的手法採用行による信用リスク評価の強化(第2の柱)

- ・勝手格付(unsolicited rating)の利用要件の厳格化
- ・規制裁定目的での格付機関の変更禁止

- ・信用リスク削減に係る適格保証人要件(A⁻以上)の撤廃

2. 外部格付への依存の見直しに係る提案(詳細①)

○ 負のインセンティブ「①銀行自身による不十分なリスク評価」への対応

■ 証券監督者国際機構(IOSCO)の「信用格付機関の基本行動規範(08年5月)」の取り込み

(1) 適格格付機関の認定要件

- 格付へのアクセス／透明性: 格付評価の基となる主要な要素や発行体が当該評価プロセスに参加したかといった情報を幅広く公表すべき(但し発行体にのみ提供される私的評価の場合を除く)。
- 開示: 格付機関の行動規範(code of conduct)や格付先との間の報酬取決めを開示すべき。

(2) 証券化商品の外部格付使用要件

- 証券化商品の格付プロセス、手法、前提条件、評価の基となる主要な要素を無料で幅広く公表しなければならない。
 - ・ なお、バーゼル委では、無料で公表義務の柔軟化について特にコメントを募集。

■ 標準的手法採用行による信用リスク評価の強化(第2の柱)

標準的手法採用行において、BB-未満の法人等向けエクスポージャー等のリスク・ウェイトが150%であるのに対し、無格付エクスポージャーのリスク・ウェイトは100%であるため、低格付エクスポージャーについて格付を取得しないインセンティブが存在。

- 格付の有無にかかわらず、銀行自身が保有エクスポージャーに係るリスクを適切に評価すべき。特に無格付エクスポージャーについて、実際のリスクが100%リスク・ウェイトよりも著しく高い場合、より高いリスク・ウェイトの適用を検討すべき旨明確化(第2の柱)。

2. 外部格付への依存の見直しに係る提案(詳細②)

○ 負のインセンティブ②「甘い格付」への対応

■ 勝手格付(unsolicited rating)の利用要件の厳格化

- 当局が勝手格付(格付先の依頼によらない格付)の利用を認めるに際し、勝手格付における信用評価の質が依頼格付(solicited rating)に劣らないことが必要であることを明確化。

■ 規制裁定目的での格付機関の変更禁止

- 利用する適格格付機関を規制裁定目的で変更することを禁止する趣旨を明確化。

○ 負のインセンティブ③「Cliff effect」への対応

■ 信用リスク削減に係る適格保証人要件(A-以上)の撤廃

- 信用リスク削減効果が認められるためには、現行、保証人の格付がA-以上であることが要件。これがcliff-effectをもたらしていると考えられることから、当該要件を撤廃(A-未満の保証人による保証効果が勘案可能に)。

○ その他

■ 標準的手法において個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いの明確化

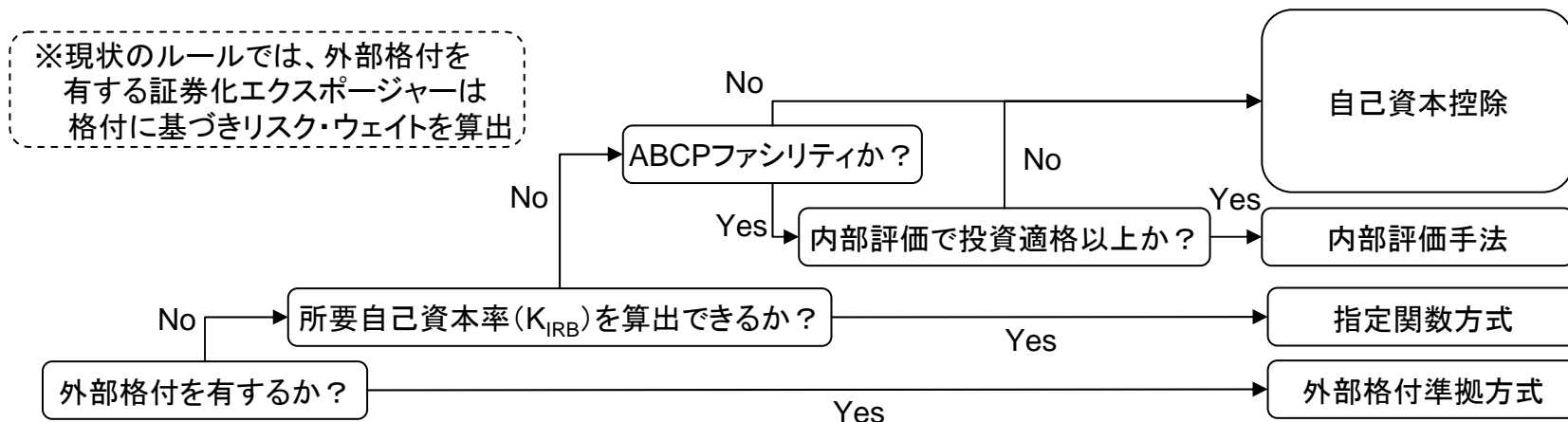
3. 抜本の見直しにおける検討項目

○ バーゼル委では、証券化商品等の格付と自己資本賦課について、抜本的な見直しを進めている。

(1) 外部格付が存在する場合には外部格付準拠方式を用いることを義務付ける現行ルール(所謂hierarchy rule)の見直し

● 内部格付手法採用行における証券化商品の信用リスク・アセット計測について、外部格付が付与された証券化商品であっても、外部格付を用いずに所要自己資本額を計算できる方法を検討。

＜内部格付手法における現行の証券化エクスポージャーの取扱い＞



(2) 証券化商品全般の自己資本賦課の枠組みやリスク・ウェイトの見直し